第六十二条中「第二十七条（第四十条」を「第三十五条（第四十八条」に改め、同条を第七十四条とし、第五章を第六章とする。

第四章中第六十一条を第七十三条とし、第六十条を第七十二条とする。

第五十九条第一項中「特定実用発電用原子炉設置者」の下に「若しくは実用発電用原子炉設置者等」を加え、同条第二項中「第五十五条第二項」を「第六十六条第二項」に改め、同条を第七十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との協力）

第七十一条　機構及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、原子炉等規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉の円滑かつ着実な廃止を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第四章を第五章とする。

第五十八条中「の全部」を「又は廃炉推進業務の全部」に改め、第三章第八節中同条を第六十九条とし、第五十七条を第六十八条とし、第五十六条を第六十七条とし、同章第七節中第五十五条を第六十六条とし、第五十四条を第六十五条とし、同章第六節中第五十三条を第六十四条とし、第五十二条を第六十三条とし、第五十一条を第六十二条とする。

第五十条中「から」を「又は廃炉推進業務から」に改め、同条を第六十一条とし、第四十九条を第五十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（区分経理）

第六十条　機構は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

一　第四十九条第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二　第四十九条第三号から第七号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

第四十八条を第五十八条とし、第四十七条を第五十七条とする。

第四十六条中「特定実用発電用原子炉設置者」の下に「又は実用発電用原子炉設置者等」を加え、第三章第五節中同条を第五十六条とし、第四十五条を第五十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（廃炉推進業務中期計画）

第五十五条　機構は、五年を超えない範囲内において経済産業省令で定める期間ごとに、当該期間を一期として、円滑かつ着実な廃炉の実施を図るための方針その他の経済産業省令で定める事項を記載した廃炉推進業務の実施に関する計画（以下この条において「廃炉推進業務中期計画」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。廃炉推進業務中期計画の変更（経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

2　経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る廃炉推進業務中期計画が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一　当該廃炉推進業務中期計画に係る廃炉推進業務が適切かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

二　当該廃炉推進業務中期計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

3　経済産業大臣は、廃炉推進業務中期計画が前項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、機構に対してその廃炉推進業務中期計画を変更すべきことを命じなければならない。

4　機構は、第一項の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5　機構は、第一項の認可を受けたとき、又は前項の届出をしたときは、遅滞なく、その廃炉推進業務中期計画を公表しなければならない。

第四十四条を第五十三条とする。

第四十三条中「第四十一条」を「第四十九条」に改め、同条を第五十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（報告）

第五十二条　機構は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、廃炉拠出金の収納及び廃炉の実施に必要な費用に相当する額の支払の状況、助言、指導及び勧告の内容その他の廃炉推進業務の実施の状況について経済産業大臣に報告しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

第四十二条を第五十条とする。

第四十一条中「第十条」を「第十八条」に改め、同条第二号中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第二号の次に次の五号を加える。

三　円滑かつ着実な廃炉の実施を図るために必要な実用発電用原子炉設置者等に対する助言、指導及び勧告を行うこと。

四　廃炉に関する技術の調査、研究及び開発を行うこと。

五　廃炉に必要な設備の調達及び維持管理を行い、並びにこれを実用発電用原子炉設置者等の共用に供すること。

六　廃炉拠出金を収納すること。

七　第十七条の規定による廃炉の実施に必要な費用に相当する額の支払を行うこと。

第四十一条を第四十九条とする。

第四十条中「第二十七条及び第二十八条」を「第三十五条及び第三十六条」に改め、第三章第四節中同条を第四十八条とし、第三十九条を第四十七条とし、第三十八条を第四十六条とする。

第三十七条中「又は」を「、副理事長又は」に改め、同条を第四十五条とする。

第三十六条中「理事長」の下に「、副理事長」を加え、同条を第四十四条とし、第三十五条を第四十三条とする。

第三十四条第二項中「第二十五条各号」を「第三十三条各号」に、「第三十一条」を「第三十九条」に改め、同条を第四十二条とし、第三十三条を第四十一条とし、第三十二条を第四十条とする。

第三十一条第二項中「理事は」を「副理事長及び理事は」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「代表し、理事長」を「掌理し、理事長」及び「代理し、理事長」の下に「及び副理事長」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

第三十条を第三十八条とする。

第二十九条中「理事四人」を「副理事長一人、理事六人」に改め、同条を第三十七条とし、第三章第三節中第二十八条を第三十六条とし、第二十七条を第三十五条とする。

第二十六条第一項中「第二十二条第四項」を「第三十条第四項」に、「及び」を「、副理事長及び」に改め、同条第二項中「及び」を「、副理事長及び」に改め、同条を第三十四条とし、第二十五条を第三十三条とし、第二十四条を第三十二条とする。

第二十三条中「再処理等」の下に「、廃炉」を加え、同条を第三十一条とする。

第二十二条第一項中「八人」を「十人」に、「及び」を「、副理事長及び」に改め、同条を第三十条とする。

第二十一条中「第四条第二項」を「第五条第二項及び第十一条第二項」に改め、同条第三号中「第四十五条第一項」を「第五十四条第一項」に改め、同条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四　廃炉推進業務中期計画（第五十五条第一項に規定する廃炉推進業務中期計画をいう。）の作成又は変更

五　廃炉実施計画の確認